平成20年度

定期監查等結果報告書

志摩市監査委員

志 摩 市 長 様 志 摩 市 議 会 議 長 様 各部課(局·室·所·施設)長 様

志摩市監査委員 山川 泰規

志摩市監査委員 杉木 弘明

平成20年度定期監査等結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

目 次

1	1 . 監査の実施年月日及び監査対象箇所1						
2	. 監	查	の	種	別		
3	. 監	查	の	方	法		
4	. 監	查	の	主	眼		
5	. 監	查	の	結	果		
	全	般的	共	通事	項		
	各部	部課は	こ関	する	事項	4	
	議	会	事	務	局	4	
	総		務		部	4	
	企		画		部	6	
	市		民		部	6	
	生	活	環	境	部		
	健	康	福	祉	部	8	
	産	業	振	興	部	1 0	
	建		設		部	11	
	上	下	水	道	部	1 2	
	病	院	事	業	部	1 2	
	出		納		室		
教育委員会事務局			事	务局			
農業委員会事務局		务局					
	監査委員事務局		易局				
	財政援助団体等監査報告						
	(社)志摩市シルバー人材センター16						

1. 監査の実施年月日及び監査対象箇所

定期監査等実施年月日	実施対象箇所
平成 20 年 5月 16日	市長公室·財政課·総務課·地域防災室
平成 20 年 5月22日	情報政策課·企画政策課·観光戦略室·庁舎整備対策課
平成 20 年 7月 18日	児童福祉課・ふくし総合支援センター・保険課・阿児支所
平成 20 年 8月 1日	農林課·農業委員会事務局·商工課·水産課·浜島診療所
平成 20 年 8月 8日	学校教育指導課・スポーツ食育課・生涯学習人権課・議会事務局
平成 20 年 8月 19日	環境課·清掃課
平成 20 年 10 月 3 日	鵜方第二保育所・鵜方保育所・人権啓発推進課・斎場あご
平成 20 年 10 月 10 日	健康推進課·教育委員会阿児分室·志島保育所·志島小学校
平成 20 年 10 月 17 日	阿児ライブラリー・阿児清掃センター・甲賀小学校・甲賀保育所
平成 20 年 10 月 24 日	神明小学校·神明保育所·立神小学校·立神保育所
平成 20 年 10 月 30 日	(社)志摩市シルバー人材センター (財政援助団体等監査)
平成 20 年 11 月 4 日	磯部保健センター・磯部子育て支援センター・磯部小学校(坂崎分校)・ 磯部学校給食センター
平成 20 年 11 月 13 日	安乗小学校·安乗保育所·鵜方小学校·出納室
平成 20 年 11 月 25 日	課税課・収税課・市民課・阿児学校給食センター
平成 21 年 1月 8日	磯部支所・教育委員会磯部分室(磯部公民館)・成基小学校・磯部清掃センター
平成 21 年 1月 16日	都市計画課·下水道課·迫間文化会館·国府小学校
平成 21 年 1月 20 日	的矢小学校・ひのでが丘保育所・下之郷保育所・磯部図書館・郷土資料館
平成 21 年 1月 23 日	検査契約課·教育総務課·建築課·水道課
平成 21 年 2月 6日	浜島支所・浜島磯体験施設海ほおずき・地域福祉課・建設整備課
平成 21 年 2月 13日	志摩支所・ともやま公園事務所・大王支所・志摩市民病院
平成 21 年 2 月 20 日	迎間教育集会所(迫間児童館)・ひまわり保育所・監査委員事務局

⁽ 平成20年9月16日からの組織機構改革により課名等変更をしているが、上記の表は定期監査実施日の 課名で表示している。)

2. 監査の種別

- (1)地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
- (2)地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3. 監査の方法

本年度の定期監査は、主に平成19年度の事務事業の実施状況を各所属長、係員から説明を受け、運営管理・契約及び工事関係等関係諸帳簿、証拠書類を調査する方法等により監査を実施した。また、前年度の定期監査において、指摘した事項について提出を求めた「措置状況調査表」に基づいて、その報告のとおりに措置されているかも併せて確認した。

一方、本年度現地監査の対象外となった施設については、提出された監査資料をもとに 書面監査を行い、確認すべき事項は直接聞き取りを行う方法で実施した。

なお、平成20年11月7日付けで、議会選出監査委員の交代があったため、11月6日以前は山川 泰規、中村 八郎が、11月7日以降は山川 泰規、杉木 弘明が監査を行った。

4. 監査の主眼

予算及び事務事業の執行が計画的、効率的に行われているか、また、その手続きは適正か、収入の確保が適正に行われているか、支出は経済的、効果的に行われているか、違法不当な会計処理がなされていないか、物品管理及び契約、検収事務が適正に行われているかなどを主眼とした。

5. 監査の結果

わが国の経済情勢は、生産と輸出が過去最大の落ち込みを記録するなど、急速に悪化しており、地方財政を取り巻く環境も依然として厳しい状況が続いている。そのような状況下において、市が所管する事務・事業の執行にあたっては、施政方針に沿いながら、歳入については市税をはじめとする自主財源の確保に努め、歳出については経常経費の抑制を図りつつ、財政運営の健全化に尽力され、概ね所期の成果を挙げられたものと認めるものである。

また、前年度の指摘事項に対する措置状況については、ほぼ報告どおりの内容で措置されていたが、一部に改善を要する事項が見受けられたため、是正するよう指示した。

なお、監査の結果は次に述べるとおりであるが、監査時に気づいた簡易な事項についてはその都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目、特に多額となっている過年度収入未済額(未収金)については、積極的に対応するよう前年度に引き続き指示した。

全般的共通事項

今年度の定期監査を通じて、各課(所属)において共通した指摘・要望事項があったので、 次のとおり述べる事とする。

- (1) 随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にするとともに、法令等で定められた事項を遵守し、適正に事務処理されることを要望する。
- (2) 補助金等の交付については、昨今の厳しい財政状況の中、限られた財源の効果的な配分を図るためにも補助の必要性や効果、既得権化した補助金はないか等客観的に精査し、適正な執行に努められたい。また、補助金交付団体等の経理事務等については、以前から機会あるごとに指摘してきたが、担当課でその事務をしている状況がまだ見受けられるので、団体の自主自立の育成の面からも各団体へ事務を移行するよう強く要望する。

ただし、現時点において団体の体制が整わず移行の準備期間である場合は、補助金の 適正な執行を図るため、そのチェック体制について十分配慮されたい。

- (3) 市有財産の適正及び効率的な財産管理を行うためには、公有財産台帳の整備は重要なものと考えるが、各部署(施設)においては財産に関する帳簿が適正に文書管理されていない状況が見受けられた。正確なデータを把握するためにも、土地や施設の図面等、詳細な公有財産関係書類の整備、保管に努められたい。
- (4) 事務処理において、起案書の決済日の記入漏れや印(訂正印含む)漏れ等、多く見受けられたので適切に処理されたい。

支出の処理において、特に電気料金については延滞金が発生しないよう適切に処理されたい。また、施設の老朽化等による漏水も多く発生しているので、毎月の使用量を確認するなどし、早期発見に努められたい。

- (5) 文書管理については、「志摩市文書管理規程」で具体的に処理方法が示されている。しかし、多くの部署において適切に事務処理がなされていないように見受けられたので、今後は文書管理規程等に留意して処理されるよう要望する。
- (6) 個人情報の取扱い及びその保護については、「志摩市個人情報保護条例」に基づき、 情報が流出することがないよう、万全を期したうえで、事務処理されるよう強く要望する。

各部課に関する事項

【議会事務局】

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次に述べるとおりである。

文書管理について、綴られている文書が簿冊タイトルによってわかるように整理することが基本と考える。「志摩市文書管理規程」に基づき処理されたい。

【総務部】

監査対象 「市長公室·総務課·地域防災室·財政課·検査契約課·各支所

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(市長公室)

行政運営を円滑にさせるために、広報機能は重要な役割であるが、ケーブルテレビの行政チャンネル(6ch: 志摩の国チャンネル)の内容の工夫や、ホームページの充実など努力されているので、引き続き市民にとって身近で分かりやすい情報発信に努められたい。

また、様々な市政への要望、苦情等の対応については、住民対話システムの整備により 直接担当部署がメールを受信できるようになり、以前に比べて迅速な対応がなされている。 今後もその「取扱基準」の策定について、昨年に引き続き検討されることを望む。

(総務課)

早期退職者が多いことから、職員の人事異動が毎年あるのはやむを得ないと理解するが、職員の意欲、能力が十分発揮できる職場づくりを目指すとともに、職員の健康管理を確保するため、時間外勤務が一部の部署に偏らないよう、引き続き適正な人員配置、事務量の均等化を望む。

(地域防災室)

地域防災計画のなかで避難所に指定されている公共施設については、早期に耐震補強等行うことが必要である。市民の安全・安心を確保するためにも、公共施設の統廃合との整合性を図りながら、計画的に耐震補強に努められたい。

また、備蓄食糧や物資の管理については、あらゆる災害を想定し、保管場所を分散するなどの方法を検討されている。食糧については保存期間の点検をおこなうことで、期限切れのものがないよう順次購入され、また期限が短くなっているものについては防災訓練時に使用したり配布するなど、有効活用ができるよう引き続き努められたい。

(財政課)

厳しい財政状況下において、担当課としては苦慮されているところであるが、補助金、事務事業の見直し等をすすめるとともに、安易に財政調整基金や地方債に頼りすぎることのないよう予算編成に努められたい。

また、様々な市に対する要望や意見に対応していくためにも、市の財政状況等の基本的な知識は、少なくとも市職員は把握しておく必要があると考えるので、市職員向けの研修会(説明会)等の開催を検討されたい。

市有財産の適正及び効率的な財産管理を行うためにも、公有財産台帳の整備を推進されるとともに、各部署へも公有財産関係書類の整備と保管を指導、周知されたい。未利用の市有地については、売却や貸付等を含め財産の有効活用を図られたい。

(検査契約課)

契約係においては、今後も市民から信頼される入札契約制度の改革推進に努められたい。また、随意契約について、各部署が作成する諸書類に不備等が見受けられたので、随意契約に関する事務取扱マニュアルを作成するなどし、引き続き周知、指導に努められたい。

検査係においては、平成20年度から工事検査基準を改正し、より良い公共工事の品質が確保されるよう成績評価制度を導入したことから、今後は、検査職員はもとより、監督職員や担当課長の検査に関する専門的知識が必要となる。これに対応できるよう職員の知識向上に努め、また、研修についても引き続き尽力されたい。

(平成20年9月16日からの組織機構改革により、検査室と契約課を統合し検査契約課 に名称が変更となった。)

(浜島支所)

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

生活保護費の現金の代理受領については、委任状の徴収や代理人の署名、押印を求めるなどの対策を検討されたい。

(大王支所)

生活保護費の現金の代理受領については、委任状の徴収や代理人の署名、押印を求めるなどの対策を検討されたい。

(志摩支所)

生活保護費の現金の代理受領については、委任状の徴収や代理人の署名、押印を求めるなどの対策を検討されたい。

(阿児支所)

共通事項を除いて特に述べることはない。

(阿児支所は、平成20年9月16日からの組織機構改革により閉鎖。)

(磯部支所)

生活保護費の現金の代理受領については、委任状の徴収や代理人の署名、押印を求めるなどの対策を検討されたい。

【企画部】

監査対象 C 企画政策課·庁舎整備対策課·情報政策課

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(企画政策課)

志摩市の財政状況も厳しくなってきており、早急に行財政改革に取り組む必要性があると考える。スクラップアンドビルドの理念に基づいて、限られた財源を有効活用するための改革及び公有施設の統廃合等行政改革の推進を強く要望する。

新たに、「志摩市まちづくり基本条例」が制定されたので、その趣旨をふまえ、市民が主体となって快適で安心して暮らせるようなまちづくりに引き続き努められたい。

また、財政援助団体の事務局として通帳と印鑑を管理しているが、その保管状況が適正ではなかったので、事故防止のためにも管理方法を改善されたい。

(情報政策課)

日頃からセキュリティ対策については万全を期され、適正に行われているところであるが、 セキュリティの確保及び個人情報の漏えい防止と保護に引き続き努められたい。

また、端末機器のOS(基本ソフト)等のバージョンアップに対する調整や、情報システム、 機器の故障等への対応が適宜望まれるが引き続き尽力されたい。

(庁舎整備対策課)

本庁舎も完成したので、今後は、庁舎の維持管理等に関する業務の事務引継ぎについて、担当課へ十分に行われたい。

【市民部】

監査対象 市民課·課税課·収税課·保険課

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(市民課)

窓口業務については、全庁的に窓口のワンストップサービスを目指し取り組まれているので、その軸となり、市民の目線に立った対応に心がけ、市民サービスの向上に引き続き努められたい。

また、支所窓口での受付事務が、処理完了までに時間を要するので、支所との協力体制の下、より円滑に業務の執行ができるよう検討されたい。

書類の整理については、後日、担当者が代わっても確認できるように処理されたい。

(課税課)

自主財源の根幹をなす市税は市政の運営に大きな影響を与えるものである。税法等の 改正にともない、市税の賦課に当たっては職員の専門的知識を深めつつ、適正な課税に 努めている。今後も課税資料の収集及び課税客体の的確な把握をされ、引き続き自主財 源の確保に努められたい。

また、市税に関する理解を深めてもらうためにも、税法の改正内容について市民に分かりやすい広報、周知に努められたい。

事務処理において、随意契約の際に添付する理由書が一部未添付のものがあったので、今後は適正に処理されたい。

(収税課)

厳しい財政状況の中、自主財源の根幹をなす市税の確保については、引き続き三重地 方税管理回収機構と連携しながら積極的に対応されるよう望む。

景気の低迷や事業不振等によって、徴収状況も厳しくなっている事と推察するが、平成20年度は差し押さえ財産のインターネット公売も実施され、市税の滞納解消に向けた取り組みが目に見える形となってきているので、引き続き努力されたい。

(保険課)

国民健康保険事業については、急速に少子高齢化が進む中で、医療費の増加や保険税の収納率の伸び悩みなどにより、ますます厳しい運営状況となることが予測されることから、国民健康保険税の収入確保には引き続き努力されたい。

【生活環境部】

監査対象 人権啓発推進課(迫間文化会館)・環境課・美化衛生課 (清掃センター・火葬場)

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(人権啓発推進課)

住宅新築資金等貸付事業の償還業務については、借受人の高齢化、世代交代等の様々な問題を抱えているが、臨戸訪問の実施や督促状などの発送を随時に行うなど鋭意努力されているので、引き続き未済額の解消に向け努力されたい。

迫間文化会館において、郵便切手等が受払簿にて管理されていなかったので、適正な事務の執行に努められたい。

(環境課)

合併処理浄化槽の設置補助については、環境保全の面からも、市が実施する各種水質 検査の結果データ等を広く公表するなどして、浄化槽設置の効果を住民に分かりやすく説明され、設置補助事業の継続拡大に努められたい。

また、「新しい里うみ」の創生を目指した取り組みについては、市民の英虞湾に対する環境意識の高揚を図るとともに、水質や底質の科学的なモニタリングで得たデータを生かしながら英虞湾の再生に向けて尽力されたい。

(美化衛生課)

不法投棄については、関係者との連絡を密にして引き続き対応に努められたい。なお、 各清掃施設や最終処分場、火葬施設等老朽化が進んでいる中で、施設等で従事する職 員においては、事故防止や安全確保を心がけるとともに、健康管理にも十分留意されたい。 また、各清掃センター及び最終処分場の統廃合については、経費削減を図るためにも、早 期に実現できるよう努められたい。

事務処理について、磯部清掃センターの入札に関する書類の中で、一部不備な点が見受けられたので、今後は適正に処理されたい。

(美化衛生課は、平成20年9月16日からの組織機構改革により、清掃課から名称変更となった。)

斎場あご

施設の老朽化が激しく、早急な施設整備が望まれている。また、現状の受付体制では、 時間外勤務が避けられない状況であるので対策を検討されたい。

【健康福祉部】

監査対象

介護保険課·健康推進課(保健センター)·地域福祉課·ふくし総合支援室 (地域ふくし総合支援センター)·子育て支援課·

(保育所・児童館・子育て支援センター・放課後児童クラブ)

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(介護保険課)

介護保険料(普通徴収分)の収入未済額について苦慮されているところであるが、加入者負担の公平を期する面からも、より一層その額の削減に向け引き続き努力されたい。

(介護保険課は、平成20年9月16日からの組織機構改革により保険課から分離。)

(健康推進課)

市民一人ひとりが積極的に健康づくりを進めていけるように、志摩市健康増進計画「健康志摩21」を策定された。地域で応援し合い、生涯にわたって心身ともに健康で豊かに暮らせるよう、市民の健康維持についてあらゆる方向から検討し、その事業の推進に努められたい。

随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

事務処理において、契約書等の内容について訂正する場合は、訂正印を押し、適正に処理されたい。

(地域福祉課)

志摩市地域福祉計画が策定され、市民の誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、行政と市民の協働による計画の実現に尽力されたい。

生活保護費の返還金については、対象世帯の就労状況や正確な所得の把握が難しいため、増加していく傾向が見られる。的確に所得や就労の把握に努めるとともに、対象者に対し制度の理解を促しながら、その額の解消に引き続き努力されたい。

生活保護費の現金の代理受領については、委任状の徴収や代理人の署名・押印を求めるなどの対策について各支所と協議し、統一した方法を検討されたい。

(ふくし総合支援室)

高齢者等の総合相談窓口として幅広い対象者から多くの相談を受けて、日々努力されている。また、介護予防・支援事業等においては、様々な事業を展開されているが、事業の実施について広報等でさらに周知するとともに、その事業の実施が市民の介護予防や相談支援及び健康維持につながるよう努力されたい。

(ふくし総合支援室は、平成20年9月16日からの組織機構改革により、ふくし総合支援センターから名称変更となった。)

(子育て支援課)

保育所の現場においては、限られた予算の執行、また食物アレルギー等の対応に苦慮されている。特に代替食や除去食の取扱いについては、食の安全の確保に努め事故のないよう引き続き注意されたい。一方、施設面においても一部には老朽化が激しく、子供の安全が確保されているとは言いがたい状況であるので、統廃合については早急な対応を望む。

また、保育料等の現金の取扱(管理)方法などについて、事故防止のためにも各現場で適正な収納処理が行えるよう指導徹底されたい。

放課後児童クラブについては、各地区に設置できたので積極的な事業の展開に努められたい。

(子育て支援課は、平成20年9月16日からの組織機構改革により、児童福祉課から名称変更となった。)

【產業振興部】

監査対象 (農林課·水産課·商工課·観光) (ともやま公園事務所

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(農林課)

農業従事者の高齢化等により、耕作放棄地の面積が今後ますます増加することが懸念される状況である。遊休農地やそれに近い状態の農地等を活用するなどして、新規就農者育成や定年退職者の帰農志向に対応する事業等を関係機関と連携のうえ充実させるなど、就農しやすい環境づくりに努められたい。

随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

(水産課)

自立的かつ継続的に発展できる水産業を目指すため、漁場の環境整備や水産資源の管理等の取り組みに、引き続き努められたい。

志摩市で養殖される「あおさ」は全国生産量の約3割を占め、全国一位であることから、 昨年発足したあおさプロジェクトの関係課や関係団体と連携しながら、引き続き事業の安定 と拡大に取り組まれたい。

(商工課)

各種補助金の交付に関し、実績報告書等に基づき事業内容を十分点検精査し、経済効果を考慮の上で適正な執行に努められたい。

また、市民が悪徳商法等の被害に遭わないよう、ケーブルテレビや防災無線放送を活用し積極的に対応されているので、引き続き関係機関と連携し的確な対応を望む。

(観光戦略室)

(社)伊勢志摩観光コンベンション機構が実施主体となる観光圏整備事業が、国の認定を受け実施されるので、関係市町と連携を綿密にとり、魅力ある観光商品の開発に取り組まれたい。

また、ともやま公園、浜島磯体験施設「海ほおずき」、志摩パークゴルフ場、志摩自然学校等の市内の豊富な観光資源を上手〈活用され、年間を通した誘客活動に努められたい。

温泉振興補助金については、その目的や交付基準を明確にされるよう見直しを引き続き検討されたい。

浜島磯体験施設「海ほおずき」

施設のPRが集客の第一段階であるから、ともやま公園事務所や志摩パークゴルフ場、 観光戦略室と連携し、市内の学校や各種団体等にも誘致活動を行い、施設を知ってもらう 機会を増やすなど、内外に広く発信していくよう努められたい。

また、リピーターも多いということであるので、体験教室なども様々に工夫されているが、 やはり季節や天候に左右されない事業を盛り込むなどし、年間を通して利用できる事業運 営にも引き続き努められたい。

ともやま公園事務所

様々な工夫を凝らし集客に努められているので、今後も関係機関と連携を図り、活動プログラム等を充実させるなどし、年間を通した集客力の高い事業を推進されたい。

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にするとともに、説明責任が果たせるよう改善されたい。

【建設部】

監査対象 ∫ 建設整備課·都市計画課·建築課

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(建設整備課)

道路及び河川排水路整備等については、鋭意努力されているところであるが、地域の活性化と市民の安全で快適な生活環境を実現するため、引き続き地域に密着した整備改良に努められたい。

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

(都市計画課)

「志摩市都市計画マスタープラン」及び「志摩市緑の基本計画」が策定されるが、その施策の実現に努められたい。

市営住宅使用料の収入未済額については、今後も引き続き収入未済額の解消に努められたい。

地籍調査については、予算的にも厳しい状況であるが、引き続き事業の推進及び継続 に努められたい。

(建築課)

木造住宅耐震診断支援事業については、該当家屋所有の対象者に対して、パンフレット及び申込書を直接郵送するといった試みにより、受診率に急激な伸びが見られる結果となった。今後も引き続き耐震補強補助事業と併せて、事業の目的及び効果について広く周知徹底され、積極的かつ効果的な事業推進に努められたい。

【上下水道部】

監査対象 / 水道課·下水道課

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(水道課)

「志摩市水道事業基本計画及びビジョン」に基づいた施策を着実に実行するよう努められたい。

水道使用料については、検針及び徴収等の業務委託を行い、営業未収金(過年度分) を増やさないよう収納体制の強化を図られているので、今後の成果に期待する。

随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にするとともに、その理由について説明責任が果たせるよう適正に事務処理されることを要望する。

(下水道課)

下水道使用料過年度収入未済額(未収金)について、引き続き解消に向けて努められたい。また、市民の快適な生活環境と公共用水域の保全のため今後も更なる接続率の向上に努められたい。

昨年も指摘しているが、会計方式の統一について、職員の負担や経費、重複する実務等あらゆる面から検討し、効率的な業務執行ができるよう努められたい。

【病院事業部】

監査対象 (志摩市民病院·浜島診療所

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については、次のとおりである。

(志摩市民病院)

市立病院を統合し、ハード面での整備がなされたことにより、患者数・医業収益ともに伸 びてきている。次に必要なのはソフト面での整備である。医師の確保を最優先にスタッフの 充実を図られたい。

また、今後の志摩地域の医療体制を考えると、市民病院に対する市民の期待はますま す高まるであろうと推察される。市民の要望に応えられる安定した医療サービスが提供でき るよう引き続き尽力されたい。

(浜島診療所)

施設の耐震強度や防災面などで大きな課題を抱えているが、市有建物の有効利用など 視野に入れながら検討されたい。

【 出 納 室 】

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次に述べるとおりである。

各所属所(特に出先機関)について、領収書の発行の仕方や現金の取扱(管理)方法な どが違っている。事故防止のためにも各現場で適正に、また、統一した収納処理が行える よう、公金管理に関する取扱規程(要領)等の検討を要望する。また、その周知も徹底され たい。

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1 項の各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

【教育委員会事務局】

監査対象 │ 教育総務課(小、中学校·幼稚園)、学校教育指導課、生涯学習人権教育 課(教育集会所・志摩文化会館・図書館・資料館・公民館・阿児アリーナ・浜 島生涯学習センター)、スポーツ食育課(B&G海洋センター・給食センタ 一)、浜島分室、大王分室、阿児分室、磯部分室

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められる。 各施設等については老朽化が進んでいるため、安全確保の意味からも、統廃合の計画を 早急に行うとともに、指定管理者制度への移行も視野に入れ、教育環境の充実に引き続き 努められたい。

個人情報の取扱い及びその保護については、「志摩市個人情報保護条例」に基づき、 情報が流出することがないよう、万全を期したうえで、事務処理されるよう強く要望する。 なお、各課の指摘要望事項については次のとおりである。

(教育総務課)

学校施設について、一部には老朽化が激しく、子供の安全が確保されているとは言いがたい状況があるので、統廃合については早急な対応を望む。

奨学金の償還金収入未済額の回収に関しては、引き続き積極的な取り組みを要望する。

備品管理について、一部の学校で、寄贈された物の備品台帳への未記入が見受けられたので、適切に事務処理できるよう指導されたい。

(スポーツ食育課)

補助金交付団体等の経理事務について、当課でその事務をしている状況が見受けられるので、団体の自主自立の育成の面からも各団体へ早期に事務を移行するよう強く要望する。 ただし、団体の体制が整わないことから、移行の準備期間である場合においては、補助金の適正な執行を図るため、そのチェック体制について十分配慮されたい。

一部の学校で給食費の滞納が見られ、その滞納整理に鋭意努力されている。滞納については、その額を解消できるよう、引き続き学校及び給食センターと連携し取り組まれたい。

給食センターの現場においては、限られた予算の執行、また食物アレルギーの対応に 苦慮されている。特に代替食や除去食を作るに当たっては、食の安全の確保に努め事故 のないよう引き続き注意されたい。

(学校教育指導課)

学校情報化基盤整備事業において、教職員のネットワークシステムが構築できたことにより、学校における個人情報の漏えい防止、また、外部記録媒体やパソコンの盗難や紛失といった危険も回避できるようになった。今後は学校現場において、是非このシステムの利用を推進されるとともに、万全を期して事務処理に努めるよう周知、指導されたい。

児童生徒の個人情報の紛失の件については誠に遺憾である。再発のないよう周知徹底されるよう強く要望する。

各学校で保存されている文書については、「志摩市文書管理規程」に基づいて管理するともに、文書管理目録も作成されるよう、各学校へ周知徹底されたい。

(生涯学習人権教育課)

補助金交付団体等の経理事務について、当課でその事務をしている状況が見受けられるので、団体の自主自立の育成の面からも各団体へ早期に事務を移行するよう強く要望する。 ただし、団体の体制が整わないことから、移行の準備期間である場合においては、補助金の適正な執行を図るため、そのチェック体制について十分配慮されたい。

(生涯学習人権教育課は、平成20年9月16日からの組織機構改革により、生涯学習人権課から名称変更となった。)

【農業委員会事務局】

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 共通事項を除いて特に述べることはない。

【監查委員事務局】

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 共通事項を除いて特に述べることはない。

財政援助団体等監査報告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により その結果を次のとおり報告します。

記

- 1.監査の対象 (社)志摩市シルバー人材センター (所在地:志摩市阿児町鵜方2014番地5)
- 2. 監査実施日 平成20年10月30日
- 3. 監査の範囲 平成19年度の財政援助に係る出納、その他の事務の執行状況
- 4.監査の方法 平成19年度決算書及び実績報告書に基づき、出納及びその他の事務の執行状況について、必要な資料の提出を求め、出納関係帳簿の整備、記帳は適正かなど、それぞれ責任者及び担当者から経理等について聴取するとともに、関係書類の監査を行った。
- 5.監査結果 補助金に係る収入支出事務について、決算書及び実績報告書、現金出納簿等関係書類などにより確認した結果、適正に処理されていると認められた。なお、軽微な事項については、監査実施の際、口頭により指示を行った。
 - 「要望事項」 通帳と印鑑の管理について、事故防止のためにも別々に保管されるよう管理方法を改善されたい。